

洞爺湖町行財政改革審議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、洞爺湖町行財政改革審議会条例(平成18年条例第162号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、洞爺湖町行財政改革審議会(以下「審議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 審議会条例第6条第2項に規定する議長は、副会長と連携しながら、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

(会議録の作成)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項

(4) 会議経過(議事の要旨)

(5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 議長は、作成した会議録に署名し、これを保管するものとする。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議にて提出された資料は、原則として公開する。

(会議の傍聴)

第8条 会議は傍聴することができる。

2 傍聴人の定員は20人までとする。

3 傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人受付簿(別記様式)に自署しなければならない。

4 傍聴しようとする者の数が会場の定員を超えるときは、傍聴人を受付順により決するものとする。

5 傍聴人は、会場の秩序を乱し、他の傍聴人の迷惑になり、又は会議の妨害になるよ

うな行為をしてはならない。

6 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

7 傍聴人は、前2項に違反するときは、議長はこれを制止し、又は退場を命じることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成18年12月11日から施行する。

別記様式（第8条関係）

年 月 日

傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	年 齡	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				